

令和5年度 小笠原小学校いじめ防止基本方針

1. 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「小笠原小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ基本方針」という。）を定める。本校においていじめが絶対に起こらないようにすることを目的とする。

2. いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）」をいう。

3. いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校の全ての児童は、かけがえのない存在である。よって、いじめを受けた児童は、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った児童にも、その成長に多大なる影響を与えるものである、と捉えている。以上のことを深く受け止め、以下の基本理念を掲げていじめの防止に取り組む。

- （1）いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。そして、本校の取組が、いじめをせず、相互の人格を尊重できる児童を育成できるように全教職員が不断の努力をする。
- （2）いじめは全ての児童に関する問題であり、いじめはいつ、いかなるところでも起こりうる、との認識に立ち、全教職員が児童の状況を十分に把握する。
- （3）児童の生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に立つ。その上で、家庭、地域、小笠原村教育委員会、関連諸機関等と連携しながら、いじめを受けた児童には寄り添い、守ること、またいじめを行った児童には毅然とした態度で十分な指導を行うこと、さらに、周囲の児童には勇気をもっていじめ阻止のために行動させるようにする。

4. いじめの禁止

小笠原小学校ではいじめを禁止する。いじめの事実を認識した場合は、教師はいじめた児童に毅然とした態度で指導をし、保護者と連携して指導をする。重大事態発生時は小笠原村教育委員会に報告し、学校だけでは解決が困難な場合は、警察や関係機関等と連携して対処する。また、いじめを受けた児童は担任だけでなく、学校全体で支援し、保護者と連携して守る。

5. いじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ・学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実させる。
- ・児童一人一人の変化に気付く感覚や児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図る。
- ・情報モラル教育の充実及び児童生徒保護者に対する啓発活動を行う。

6. 校内体制

- ・「学校いじめ対策委員会」を設置する。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
- ・「学校いじめ対策委員会」は定期的（月1回）な会議を実施するとともに、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。また、記録の保管と引継ぎを確実に行う。
- ・いじめの相談があった場合には、学校いじめ対策委員会に当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、全教職員で解決に当たる。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら本校の教職員が共有できるようにする。

7. いじめ問題への具体的な対策

いじめを生み出さない学校・学級づくり（未然防止）

- ・ルール・マナーを守り、安心・安全が実感できる学校・学級の運営を行う。
- ・人権教育・生活指導の充実・心の教育の推進を図る。道徳の授業でいじめに関する指導内容を扱う。
- ・魅力ある授業を実践する。（「わかった」「おもしろい」と思える授業、共に考え、学び合う授業等）
- ・SOSの出し方に関する教育を推進する。
- ・教職員が「学校いじめ防止基本方針」を共通理解し、組織的な対応を徹底する。
- ・児童会活動等において児童の自主性を育む。成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
- ・「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」をつくり、見直しを行う。
- ・保護者・地域・関係機関等に「学校いじめ防止基本法」の理解促進を図る。また、情報モラル教育の啓発活動を行う。

いじめを確実に発見できる学校・学級（早期発見）

- ・教職員が「いじめ」の定義に対して共通理解を図る。
- ・日常的に児童へ声を掛け、様子を観察する。教員間の情報交換を密にする。（いじめ発見チェックシートの活用）
- ・全教職員が輪番により校内巡回等を行い、計画的な観察を行う。
- ・「学校生活アンケート」を毎学期、全学年で実施し、その結果を基に児童との面談を実施する。
- ・スクールカウンセラー（以下SC）や支援委員会を中心とした教育相談体制を充実させ、1学期の段

階（４月～５月）から SC と小学校５年のすべての児童に対し面談を実施する。

- ・保健室の利用、電話窓口の周知等により児童及び保護者がいつでも相談できる体制を整備する。
- ・保護者会、個人面談、学校公開等を活用し、保護者・地域との連携を図る。
- ・学童クラブ、社会教育等の団体・サークルと連携し、情報提供を図る。
- ・教職員の研修を充実させる。（人権研修会・いじめ防止に関する研修会・教育相談研修会 等）

いじめを迅速に解決できる学校・学級（早期対応）

- ・いじめ問題を発見した場合は、「学校いじめ対策委員会」を核とした対応をする。
- ・速やかに事実確認を行い、対応方針を決定し、実施する。（対応記録のファイリング・解消の確認）
- ・被害の児童の安全確保と不安の解消を早急に行い、スクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導を行う。
- ・周りの子供に対する組織的・継続的な対応・ケアを行う。
- ・被害及び加害の児童の保護者へ正確な事実に基づき、互いの児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に対応していくことについて理解を得る。
- ・全体（学級、学校等）の問題として、児童への指導を行う。
- ・保護者や関係機関との連携を図る。
- ・小笠原村教育委員会に報告するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

重大事態への対応

- ・小笠原村教育委員会への報告と連携を図る。
- ・被害の児童に対する複数の教員による保護や情報の共有を徹底する。
- ・被害の児童への緊急避難措置を検討し、実施する。
- ・加害の児童への懲戒や出席停止の検討をする。
- ・周りの児童に対する組織的・継続的な対応及びケアを行う。
- ・警察への相談・通報や教育相談所等と連携した支援を行う。
- ・保護者への説明を行い、協力関係を構築する。（臨時保護者会等の開催）
- ・重大事態調査委員会の設置があった場合、その組織の指示を順守し、指導を受ける。

家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・家庭、学校及び地域において、児童が安心して過ごすことができることを共通の願いとして見守りを依頼する。
- ・地域における行事並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童が人との関わりを大切にする心の育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童が参加及び活躍できる場に対して支援を行う。

ふれあい月間

- ・年３回、ふれあい月間（６月、１１月）と２月に「学校生活アンケート」を実施する。
- ・その結果をもとに、担任（副担任）が児童全員と面談を行う。
- ・生活指導主任が、担任から報告を受ける。その後、管理職へ報告を行う。
- ・必要に応じて「学校いじめ対策委員会」で検討し、教職員で情報共有・対応をしていく。

生活指導全体会

- ・学期に1回実施し、全教職員で児童の指導・対応に関する共通理解を図る。(4月、9月、1月)
- ・学期の終わりには「支援引継ぎシート」の更新を行い、継続した指導・支援ができるようにする。

【学校いじめ対策委員会の運営フローチャート】

